

放課後等デイサービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針

令和2年5月20日
名古屋市子ども青少年局

1 趣旨

名古屋市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、放課後等デイサービス事業所等（以下「事業所」という。）に関する対応方針を定める。

2 本方針の対象

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）

3 対応方針

(1) 事業所の開所等の対応（対象期間：令和2年5月31日（日）まで）

放課後等デイサービス事業所においては感染症の予防に留意した上で、原則として開所するとともに、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応を要請する。

また、児童発達支援事業所についても同様に、感染の予防に留意した上で、原則として開所を要請する。

なお、家にいることが可能な保護者に対して通所を控えていただくことなどの協力を求める等、感染拡大防止のための対応をすること。その場合においても、今回の保護者への利用に関する協力などのお願いについては、利用を制限するものではないため、各家庭の状況等を配慮した上で必要な支援が提供されるようにすること。

(2) 感染拡大防止のための対応

	区 分	事業所に対する対応方針
ア	新型コロナウイルス感染症に感染した子どもが利用していた場合	当該子どもが事業所を最後に利用した日の翌日から14日間について、事業所の臨時休業を要請する。
イ	新型コロナウイルス感染症に感染した職員が従事していた場合	当該職員が事業所に最後に従事した日の翌日から14日間について、事業所の臨時休業を要請する。
ウ	事業所を利用している子どもが通っている学校・保育所等において新型コロナウイルス感染者が発生した場合	<u>原則、当該感染者が学校・保育所等を最後に利用した日の翌日から14日間において、当該学校・保育所等に通う子どもの事業所の利用を避けるよう要請する。</u> <u>※なお、名古屋市立学校（園）に通う子どもの場合は、当該学校（園）において陽性が確認された日の翌日から原則として3日間について、事業所の利用を避けるよう要請する。また陽性が確認された日の翌日から起算して4日目以降については原則として当該学校（園）の臨時休業の規模及び期間に応じて事業所の利用を避けるよう要請する。</u>

(3) 関係者等への連絡

事業所は、臨時休業の決定及び子どもの事業所の利用を避けるよう要請した場合、速やかに子ども福祉課へ報告する。

(4) 消毒・清掃

臨時休業中、事業所は必要に応じて消毒・清掃など必要な措置を行うものとする。

4 参考資料

令和2年2月27日付厚生労働省社会・援護局障害福祉課事務連絡

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」

5 留意事項

・職員は、マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により感染経路を断つことを徹底すること。

・感染のリスクは、乾燥及び免疫力の低下により高まるため、こまめな水分補給を行うとともに、体調がすぐれない場合は無理をせず休養すること。

・利用児童の受入に当たっては本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断ること。

・医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害をもち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在の事業所を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、利用時においては、特に健康観察を徹底し、日々の体調変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある子どもについても同様の対応とすること。

6 その他

この対応方針は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染防止対策に応じて、変更する場合がある。